社会福祉法人みどり会　役員報酬規程

（目的）

第１条

この規程は、社会福祉法人みどり会における役員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条

本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

２　週平均 30 時間以上勤務する理事を常勤役員とみなす。

３　週平均 30 時間未満勤務する役員を非常勤役員とみなす。

（報酬等の支給）

第３条

役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２　報酬は月額料金または日額料金のいずれかを支給することができる。

３　同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

４　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

（出張旅費）

第４条

役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び 実費弁償費を支給す

ることができる。

２　旅費 の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分 とする。

３　宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第５条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（報酬額）

第６条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

各年度の総額

評議員 50 万円

理 事 500 万円

監 事 50 万円

評議員選任・解任委員 10 万円

（報酬等の支給方法）

第７条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に銀行振込もしくは直接支給とする。

（１）月額報酬については、毎月２5日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融

機関の営業日とする。

（２）日額報酬については、翌日支給とする。当日が休日の場合には、それ以後の金融機

関の営業日とする。

（公表）

第８条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める

報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める

こととする。

附則 この規程は令和5年4月１日より施行する。

（旧規則の廃止）

平成２９年４月１日より実施の役員等報酬規程は、これを廃止する。

別表 （役員等の報酬）（役員等の報酬）

1. 理事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
| 常勤役員（月額） | 30万円 | 実費額 |
| 非常勤役員（月額） | なし | 実費額 |
| 理事会等会議出席報酬（日額） | 3000円 | 2000円 |
| 理事会（決議の省略の場合） | 3000円 | なし |

（２）評議員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
| 評議員会等会議出席報酬（日額） | 3000円 | 2000円 |
| 評議員会（決議の省略の場合） | 3000円 | なし |

（３）監事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
| 理事会等会議出席報酬（日額） | 3000円 | 2000円 |
| 監事監査業務報酬 | 5000円 | なし |
| 理事会（決議の省略の場合） | 3000円 | なし |

（４）評議員選任・解任委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
| 評議員選任・解任委員会議出席報酬（日額） | 3000円 | 2000円 |